令和６年第７回
鳥取市選挙管理委員会議案

日　　時　　令和６年１０月４日（金）午後１時３０分

場　　所　　鳥取市役所本庁舎４階　会議室４－１

会　　議　　日　　程

１　開　　会

２　付議する議案

（衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査関係）

議案第３７号　投票用紙及び投票用封筒の郵便等による発送開始日について

議案第３８号　ポスター掲示場の各投票区の設置数について

議案第３９号　ポスター掲示場の設置場所について

議案第４０号　投票所入場券の様式について

議案第４１号　投票所を設ける場所について

議案第４２号　投票所を閉じる時間の繰上げについて

議案第４３号　期日前投票所を設ける場所について

議案第４４号　期日前投票所を開ける時間の繰り下げ及び閉じる時間の繰り上げについて

議案第４５号　在外投票の期日前投票所を設ける場所について

議案第４６号　不在者投票事務取扱場所について

議案第４７号　氏名等の掲示の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

議案第４８号　最高裁判所裁判官国民審査の裁判官の氏名表掲示場所について

議案第４９号　開票を行う場所及び日時について

議案第５０号　開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時について

（在外選挙人関係）

議案第５１号　在外選挙人名簿から抹消すべき者の決定について

３　そ　の　他

４　閉　　会

議案第３７号

投票用紙及び投票用封筒の郵便等による発送開始日について

令和６年１０月２７日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、投票用紙及び投票用封筒の郵便等による発送開始日を公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第５３条第１項、第５９条の４第４項及び第６５条の１３第１項で読み替えて適用する同令第５３条第１項の規定により次のとおり定める。

令和６年１０月４日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

発送開始日　令和６年１０月１４日

提案理由

公職選挙法施行令第５３条第１項、第５９条の４第４項及び第６５条の１３第１項で読み替えて適用する同令第５３条第１項の規定により、不在者投票用紙等の郵便等による発送開始日を定める必要があるためである。

議案第３８号

ポスター掲示場の各投票区の設置数について

令和６年１０月２７日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第１区におけるポスター掲示場の設置数を公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１４４条の２及び同法施行令（昭和２５年政令第８９号）第１１１条第３項の規定に基づき、次のとおり定める。

令和６年１０月４日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

ポスター掲示場の設置数　　別紙のとおり

提案理由

公職選挙法第１４４条の２及び公職選挙法施行令第１１１条第３項の規定により、ポスター掲示場の設置数を定めるためである。

ポスター掲示場設置計画表

投票区名	選挙人名簿登録者数(人)	投票区の面積(k㎡)	法定の設置数(A)	設置計画の数(B)	増減△(B)-(A)	世帯数	集落数	ポスター掲示場の総数を減じようとする理由
1	1,760	0.51	7	5	△ 2	990	25	住宅密集地
2	3,156	3.10	7	6	△ 1	1,817	12	林野等の占める割合が大きい。
3	2,032	0.69	7	4	△ 3	1,123	14	住宅密集地
4	3,269	0.60	7	6	△ 1	1,861	11	住宅密集地
5	7,763	2.49	8	11	3	4,344	19	
6	6,682	6.33	9	9	0	3,589	11	
7	2,675	1.50	7	7	0	1,560	4	
8	2,513	0.84	7	6	△ 1	1,526	7	住宅密集地
9	3,185	1.31	7	6	△ 1	1,976	8	住宅密集地
10	2,270	1.37	7	3	△ 4	1,279	10	林野等の占める割合が大きい。住宅密集地。
11	1,981	1.59	7	5	△ 2	1,123	4	施設用地の占める割合が大きい。
12	5,527	1.72	8	7	△ 1	2,989	8	住宅密集地
13	2,036	1.53	7	5	△ 2	1,119	6	林野等の占める割合が大きい。住宅密集地。
14	1,195	8.05	9	5	△ 4	640	3	林野等の占める割合が大きい。
15	4,086	2.00	7	8	1	2,565	8	
16	6,823	1.47	8	9	1	3,696	7	
17	5,568	2.73	8	8	0	3,034	5	
18	3,016	7.78	8	9	1	1,567	11	
19	728	8.01	8	8	0	320	7	
20	1,620	5.72	8	10	2	817	8	
21	2,206	1.95	7	6	△ 1	1,122	6	施設用地、耕地の占める割合が大きい。
22	2,419	4.76	8	6	△ 2	1,336	11	施設用地、耕地の占める割合が大きい。
23	2,583	4.90	8	8	0	1,401	5	
24	2,153	15.40	9	15	6	1,117	12	
25	388	13.36	8	7	△ 1	175	3	林野等の占める割合が大きい。
26	158	10.03	8	1	△ 7	86	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
27	432	8.27	8	7	△ 1	210	6	林野等の占める割合が大きい。
28	115	8.45	8	2	△ 6	55	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
29	3,656	3.10	7	7	0	2,041	9	
30	2,589	7.44	8	8	0	1,350	5	
31	796	6.25	7	7	0	419	6	
32	696	15.43	8	9	1	331	5	
33	219	20.95	8	4	△ 4	109	2	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
34	5,628	5.68	9	8	△ 1	3,087	11	施設用地の占める割合が大きい。
35	4,882	5.09	8	9	1	3,017	10	
36	4,464	10.06	9	11	2	2,414	10	
37	1,532	19.37	9	13	4	782	12	
38	80	5.03	7	2	△ 5	42	2	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
39	6,337	2.72	8	8	0	3,415	12	
40	3,091	6.70	8	6	△ 2	1,493	5	林野等の占める割合が大きい。
41	3,686	1.83	7	5	△ 2	1,679	11	施設用地、林野等の占める割合が大きい。住宅密集地。
42	2,393	1.09	7	3	△ 4	1,273	3	施設用地、林野等の占める割合が大きい。住宅密集地。
50	2,066	0.97	7	5	△ 2	1,100	14	住宅密集地
51	1,705	2.36	7	4	△ 3	936	4	林野等の占める割合が大きい。
52	1,030	11.13	9	12	3	475	7	
53	1,301	17.89	9	11	2	611	11	
54	280	10.25	8	5	△ 3	134	6	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
55	57	6.71	7	2	△ 5	26	2	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
56	146	33.29	8	6	△ 2	86	9	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
57	65	10.45	8	2	△ 6	36	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
58	1,453	15.74	9	11	2	660	8	
59	526	5.70	7	4	△ 3	239	1	林野等の占める割合が大きい。
60	293	13.50	8	7	△ 1	140	5	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。

投票区名	選挙人名簿登録者数(人)	投票区の面積(k㎡)	法定の設置数(A)	設置計画の数(B)	増減△(B)-(A)	世帯数	集落数	ポスター掲示場の総数を減じようとする理由
61	2,040	10.50	9	10	1	955	8	
62	647	7.50	7	11	4	285	7	
63	986	9.00	8	7	△ 1	446	4	林野等の占める割合が大きい。
64	363	9.50	8	4	△ 4	155	3	林野等の占める割合が大きい。
65	495	6.00	7	4	△ 3	231	2	林野等の占める割合が大きい。
66	401	5.00	7	6	△ 1	177	4	林野等の占める割合が大きい。
67	191	10.00	8	4	△ 4	84	2	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
68	320	26.12	8	4	△ 4	150	3	林野等の占める割合が大きい。
69	1,003	4.82	8	7	△ 1	495	3	林野等の占める割合が大きい。
70	909	25.50	8	8	0	406	3	
71	721	30.93	8	13	5	336	7	
72	79	5.90	7	1	△ 6	36	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
73	37	14.45	8	1	△ 7	24	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
74	445	10.53	8	9	1	215	6	
75	339	9.29	8	8	0	159	2	
76	382	23.40	8	9	1	205	6	
77	103	31.63	8	3	△ 5	59	3	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
78	84	3.10	6	2	△ 4	41	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
79	83	1.94	5	1	△ 4	36	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
80	1,153	6.77	8	6	△ 2	555	5	林野等の占める割合が大きい。
81	393	4.74	7	3	△ 4	185	2	林野等の占める割合が大きい。
82	441	5.34	7	5	△ 2	183	5	林野等の占める割合が大きい。
83	500	2.04	6	3	△ 3	231	2	林野等の占める割合が大きい。
84	742	7.50	7	10	3	327	9	
85	2,522	2.61	7	9	2	1,260	6	
86	712	3.00	6	3	△ 3	350	5	林野等の占める割合が大きい。
87	327	2.31	6	2	△ 4	169	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
88	1,240	18.08	9	14	5	587	5	
89	1,312	6.17	8	11	3	666	6	
90	197	6.64	7	3	△ 4	94	2	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
91	146	21.88	8	4	△ 4	80	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
92	1,153	6.80	8	12	4	597	4	
93	755	1.50	5	6	1	373	1	
94	818	9.60	8	10	2	392	7	
95	71	2.60	6	2	△ 4	33	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
96	651	7.10	7	7	0	301	6	
97	367	19.23	8	5	△ 3	171	5	林野等の占める割合が大きい。
98	744	14.20	8	6	△ 2	361	4	林野等の占める割合が大きい。
99	58	6.90	7	1	△ 6	28	1	林野等の占める割合が大きい。有権者数が少ない。
計	151,240	765.31	699	592	△ 107	80,770	549	

令和6年9月1日定時登録者数と世帯数、集落数

地域	投票区			投票区数	設置数			備考
鳥取	1	～	42	42	289			Aﾌﾞﾛｯｸ…92、Bﾌﾞﾛｯｸ…97、Cﾌﾞﾛｯｸ…100
国府	50	～	57	8	47			
福部	58	～	60	3	22			
河原	61	～	68	8	50			
用瀬	69	～	73	5	30			
佐治	74	～	79	6	32			
気高	80	～	87	8	41			
鹿野	88	～	91	4	32			
青谷	92	～	99	8	49			
合計				92	592			

議案第３９号

ポスター掲示場の設置場所について

令和６年１０月２７日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第１区におけるポスター掲示場の設置場所を次のとおり定める。

令和６年１０月４日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

ポスター掲示場の設置場所　　別添のとおり

提案理由

公職選挙法第１４４条の２第１項の規定によるポスター掲示場の設置場所を定めるためである。

令和6年10月27日執行

衆議院議員総選挙　ポスター掲示場設置場所一覧表

区	掲示番号	設置場所
1	1-1	江崎町
	1-2	上魚町
	1-3	本町一丁目
	1-4	戎町
	1-5	元町
2	2-1	西町二丁目
	2-2	東町二丁目
	2-3	東町三丁目
	2-4	西町一丁目
	2-5	湯所町二丁目
	2-6	丸山町
3	3-1	西町五丁目
	3-2	玄好町
	3-3	材木町
	3-4	二階町四丁目
4	4-1	南町
	4-2	寿町
	4-3	相生町一丁目
	4-4	相生町四丁目
	4-5	田園町一丁目
	4-6	寿町
5	5-1	田島
	5-2	松並町三丁目
	5-3	秋里
	5-4	松並町二丁目
	5-5	田園町三丁目
	5-6	田園町四丁目
	5-7	青葉町一丁目
	5-8	青葉町二丁目
	5-9	千代水一丁目
	5-10	南安長一丁目
	5-11	丸山町
6	6-1	江津
	6-2	浜坂二丁目
	6-3	浜坂一丁目
	6-4	浜坂三丁目
	6-5	浜坂六丁目
	6-6	浜坂六丁目
	6-7	浜坂八丁目
	6-8	浜坂東一丁目
	6-9	浜坂東一丁目
7	7-1	行徳三丁目
	7-2	行徳三丁目
	7-3	西品治
	7-4	西品治
	7-5	西品治
	7-6	西品治
	7-7	西品治

区	掲示番号	設置場所
8	8-1	瓦町
	8-2	幸町
	8-3	東品治町
	8-4	行徳一丁目
	8-5	行徳二丁目
	8-6	東品治町
	8-7	幸町
9	9-1	寺町
	9-2	弥生町
	9-3	永楽温泉町
	9-4	吉方温泉三丁目
	9-5	吉方温泉一丁目
	9-6	吉方温泉三丁目
10	10-1	上町
	10-2	吉方町一丁目
	10-3	立川町二丁目
11	11-1	吉方温泉四丁目
	11-2	吉方温泉四丁目
	11-3	南吉方三丁目
	11-4	立川町五丁目
	11-5	立川町五丁目
12	12-1	岩倉
	12-2	岩倉
	12-3	卯垣四丁目
	12-4	立川町六丁目
	12-5	立川町六丁目
	12-6	立川町七丁目
	12-7	東今在家
13	13-1	卯垣一丁目
	13-2	卯垣二丁目
	13-3	立川町四丁目
	13-4	卯垣2丁目
	13-5	卯垣五丁目
14	14-1	百谷
	14-2	滝山
	14-3	滝山
	14-4	滝山
	14-5	小西谷
15	15-1	南吉方一丁目
	15-2	富安一丁目
	15-3	富安二丁目
	15-4	富安二丁目
	15-5	天神町
	15-6	興南町
	15-7	扇町

令和6年10月27日執行

衆議院議員総選挙　ポスター掲示場設置場所一覧表

区	掲示番号	設置場所
16	16-1	古市
	16-2	吉成
	16-3	吉成
	16-4	大覚寺
	16-5	大覚寺
	16-6	大覚寺
	16-7	吉成一丁目
	16-8	吉成
	16-9	吉成一丁目
17	17-1	雲山
	17-2	雲山
	17-3	雲山
	17-4	雲山
	17-5	大杙
	17-6	面影二丁目
	17-7	大杙
	17-8	面影一丁目
18	18-1	杉崎
	18-2	津ノ井
	18-3	桂木
	18-4	桂木
	18-5	船木
	18-6	広岡
	18-7	香取
	18-8	紙子谷
	18-9	祢宜谷
19	19-1	東大路
	19-2	中大路
	19-3	西大路
	19-4	久末
	19-5	美和
	19-6	古郡家
	19-7	古郡家
	19-8	越路
20	20-1	円通寺
	20-2	円通寺
	20-3	西円通寺
	20-4	八坂
	20-5	八坂
	20-6	橋本
	20-7	馬場
	20-8	国安
	20-9	国安
	20-10	蔵田

区	掲示番号	設置場所
21	21-1	賀露町北三丁目
	21-2	賀露町西四丁目
	21-3	賀露町北四丁目
	21-4	賀露町北四丁目
	21-5	賀露町北四丁目
22	22-1	賀露町南一丁目
	22-2	賀露町南二丁目
	22-3	賀露町南四丁目
	22-4	賀露町南六丁目
	22-5	晩稲
	22-6	南隈
23	23-1	野寺
	23-2	服部
	23-3	菖蒲
	23-4	古海
	23-5	古海
	23-6	古海
	23-7	古海
	23-8	緑ケ丘一丁目
24	24-1	向国安
	24-2	竹生
	24-3	上味野
	24-4	朝月
	24-5	下味野
	24-6	源太
	24-7	下味野
	24-8	下味野
	24-9	赤子田
	24-10	長谷
	24-11	倭文
	24-12	倭文
	24-13	玉津
	24-14	横枕
	24-15	猪子
25	25-1	上砂見
	25-2	中砂見
	25-3	中砂見
	25-4	中砂見
	25-5	下砂見
	25-6	下砂見
	25-7	下砂見
26	26-1	岩坪

令和6年10月27日執行

衆議院議員総選挙　ポスター掲示場設置場所一覧表

区	掲示番号	設置場所
27	27-1	本高
	27-2	北村
	27-3	西今在家
	27-4	篠坂
	27-5	中村
	27-6	中村
	27-7	有富
28	28-1	高路
	28-2	高路
29	29-1	徳尾
	29-2	徳尾
	29-3	岩吉
	29-4	里仁
	29-5	里仁
	29-6	徳吉
	29-7	緑ヶ丘三丁目
30	30-1	足山
	30-2	布勢
	30-3	桂見
	30-4	桂見
	30-5	桂見
	30-6	高住
	30-7	高住
	30-8	良田
31	31-1	下段
	31-2	大塚
	31-3	野坂
	31-4	宮谷
	31-5	嶋
	31-6	大桷
	31-7	大桷
32	32-1	上原
	32-2	上原
	32-3	上原
	32-4	尾崎
	32-5	松上
	32-6	松上
	32-7	松上
	32-8	細見
	32-9	細見
33	33-1	河内
	33-2	河内
	33-3	槇原
	33-4	槇原

区	掲示番号	設置場所
34	34-1	湖山町東一丁目
	34-2	湖山町南二丁目
	34-3	湖山町南一丁目
	34-4	湖山町南二丁目
	34-5	湖山町南三丁目
	34-6	湖山町北一丁目
	34-7	湖山町北一丁目
	34-8	湖山町北六丁目
35	35-1	湖山町西一丁目
	35-2	湖山町西一丁目
	35-3	湖山町西二丁目
	35-4	湖山町西三丁目
	35-5	湖山町南五丁目
	35-6	湖山町北二丁目
	35-7	湖山町北三丁目
	35-8	湖山町北四丁目
	35-9	湖山町北四丁目
36	36-1	伏野
	36-2	伏野
	36-3	伏野
	36-4	三津
	36-5	美萩野一丁目
	36-6	美萩野二丁目
	36-7	美萩野三丁目
	36-8	美萩野五丁目
	36-9	白兎
	36-10	小沢見
	36-11	内海中
37	37-1	御熊
	37-2	松原
	37-3	大畑
	37-4	大畑
	37-5	金沢
	37-6	福井
	37-7	福井
	37-8	吉岡温泉町
	37-9	妙徳寺
	37-10	洞谷
	37-11	瀬田蔵
	37-12	長柄
	37-13	三山口
38	38-1	双六原
	38-2	矢矯

令和6年10月27日執行

衆議院議員総選挙　ポスター掲示場設置場所一覧表

区	掲示番号	設置場所
39	39-1	吉成
	39-2	宮長
	39-3	的場
	39-4	叶
	39-5	数津
	39-6	叶一丁目
	39-7	吉成南町二丁目
	39-8	的場二丁目
40	40-1	覚寺
	40-2	円護寺
	40-3	北園一丁目
	40-4	北園二丁目
	40-5	北園二丁目
	40-6	山城町
41	41-1	若葉台南一丁目
	41-2	若葉台南二丁目
	41-3	若葉台南六丁目
	41-4	若葉台南三丁目
	41-5	若葉台北二丁目
	41-6	若葉台北一丁目
42	42-1	正蓮寺
	42-2	桜谷
	42-3	桜谷
50	50-1	国府町新通り二丁目
	50-2	国府町新通り二丁目
	50-3	国府町新町二丁目
	50-4	国府町稲葉丘三丁目
	50-5	国府町稲葉丘二丁目
51	51-1	国府町奥谷二丁目
	51-2	国府町宮下
	51-3	国府町町屋(中郷)
	51-4	国府町宮下
52	52-1	国府町町屋
	52-2	国府町町屋
	52-3	国府町庁
	52-4	国府町国分寺
	52-5	国府町国分寺
	52-6	国府町三代寺
	52-7	国府町法花寺
	52-8	国府町法花寺
	52-9	国府町町屋
	52-10	国府町広西
	52-11	国府町広西
	52-12	国府町美歎

区	掲示番号	設置場所
53	53-1	国府町麻生
	53-2	国府町麻生
	53-3	国府町高岡
	53-4	国府町玉鉾
	53-5	国府町糸谷
	53-6	国府町糸谷
	53-7	国府町谷
	53-8	国府町岡益
	53-9	国府町清水
	53-10	国府町神垣
	53-11	国府町山根
54	54-1	国府町新井
	54-2	国府町吉野
	54-3	国府町中河原
	54-4	国府町山崎
	54-5	国府町神護
55	55-1	国府町荒舟
	55-2	国府町上荒舟
56	56-1	国府町楠城
	56-2	国府町栃本
	56-3	国府町下木原
	56-4	国府町石井谷
	56-5	国府町大石
	56-6	国府町雨滝
57	57-1	国府町上地
	57-2	国府町上地
58	58-1	福部町海士
	58-2	福部町海士
	58-3	福部町海士
	58-4	福部町細川
	58-5	福部町岩戸
	58-6	福部町細川
	58-7	福部町細川
	58-8	福部町高江
	58-9	福部町栗谷
	58-10	福部町箭渓
	58-11	福部町八重原
59	59-1	福部町湯山
	59-2	福部町湯山
	59-3	福部町湯山
	59-4	福部町湯山
60	60-1	福部町南田
	60-2	福部町蔵見
	60-3	福部町中
	60-4	福部町久志羅
	60-5	福部町左近
	60-6	福部町左近
	60-7	福部町久志羅

令和6年10月27日執行

衆議院議員総選挙　ポスター掲示場設置場所一覧表

区	掲示番号	設置場所
61	61-1	河原町河原
	61-2	河原町河原
	61-3	河原町袋河原
	61-4	河原町布袋
	61-5	河原町稲常
	61-6	河原町渡一木
	61-7	河原町渡一木
	61-8	河原町谷一木
	61-9	河原町長瀬
	61-10	河原町鮎ケ丘
62	62-1	河原町片山
	62-2	河原町徳吉
	62-3	河原町徳吉
	62-4	河原町今在家
	62-5	河原町山手
	62-6	河原町山手
	62-7	河原町郷原
	62-8	河原町山手
	62-9	河原町三谷
	62-10	河原町高福
	62-11	河原町高福
63	63-1	河原町釜口
	63-2	河原町釜口
	63-3	河原町和奈見
	63-4	河原町八日市
	63-5	河原町佐貫
	63-6	河原町佐貫
	63-7	河原町佐貫
64	64-1	河原町水根
	64-2	河原町山上
	64-3	河原町小倉
	64-4	河原町小倉
65	65-1	河原町天神原
	65-2	河原町曳田
	65-3	河原町曳田
	65-4	河原町曳田
66	66-1	河原町中井
	66-2	河原町中井
	66-3	河原町本鹿
	66-4	河原町本鹿
	66-5	河原町牛戸
	66-6	河原町湯谷
67	67-1	河原町小河内
	67-2	河原町小河内
	67-3	河原町神馬
	67-4	河原町神馬

区	掲示番号	設置場所
68	68-1	河原町弓河内
	68-2	河原町小畑
	68-3	河原町北村
	68-4	河原町北村
69	69-1	用瀬町用瀬
	69-2	用瀬町用瀬
	69-3	用瀬町用瀬
	69-4	用瀬町用瀬
	69-5	用瀬町用瀬
	69-6	用瀬町別府
	69-7	用瀬町古用瀬
70	70-1	用瀬町鷹狩
	70-2	用瀬町鷹狩
	70-3	用瀬町美成
	70-4	用瀬町鷹狩
	70-5	用瀬町赤波
	70-6	用瀬町赤波
	70-7	用瀬町赤波
	70-8	用瀬町赤波
71	71-1	用瀬町古用瀬
	71-2	用瀬町家奥
	71-3	用瀬町金屋
	71-4	用瀬町樟原
	71-5	用瀬町宮原
	71-6	用瀬町宮原
	71-7	用瀬町川中
	71-8	用瀬町安蔵
	71-9	用瀬町川中
	71-10	用瀬町安蔵
	71-11	用瀬町安蔵
	71-12	用瀬町安蔵
	71-13	用瀬町安蔵
72	72-1	用瀬町屋住
73	73-1	用瀬町江波
74	74-1	佐治町小原
	74-2	佐治町葛谷
	74-3	佐治町刈地
	74-4	佐治町葛谷
	74-5	佐治町葛谷
	74-6	佐治町大井
	74-7	佐治町古市
	74-8	佐治町大井
	74-9	佐治町森坪

令和6年10月27日執行

衆議院議員総選挙　ポスター掲示場設置場所一覧表

区	掲示番号	設置場所
75	75-1	佐治町加瀬木
	75-2	佐治町加瀬木
	75-3	佐治町加瀬木
	75-4	佐治町高山
	75-5	佐治町高山
	75-6	佐治町高山
	75-7	佐治町高山
	75-8	佐治町高山
76	76-1	佐治町福園
	76-2	佐治町加茂
	76-3	佐治町加茂
	76-4	佐治町加茂
	76-5	佐治町加茂
	76-6	佐治町畑
	76-7	佐治町つく谷
	76-8	佐治町余戸
	76-9	佐治町河本
77	77-1	佐治町尾際
	77-2	佐治町中
	77-3	佐治町栃原
78	78-1	佐治町津無
	78-2	佐治町津無
79	79-1	佐治町津野
80	80-1	気高町常松
	80-2	気高町冨吉
	80-3	気高町宝木
	80-4	気高町酒津
	80-5	気高町奥沢見
	80-6	気高町奥沢見
81	81-1	気高町上光
	81-2	気高町下光元
	81-3	気高町下光元
82	82-1	気高町宿
	82-2	気高町土居
	82-3	気高町重高
	82-4	気高町二本木
	82-5	気高町下坂本
83	83-1	気高町下坂本
	83-2	気高町下坂本
	83-3	気高町日光
84	84-1	気高町殿
	84-2	気高町飯里
	84-3	気高町下石
	84-4	気高町上原
	84-5	気高町山宮
	84-6	気高町山宮
	84-7	気高町睦逢
	84-8	気高町会下
	84-9	気高町郡家
	84-10	気高町高江

区	掲示番号	設置場所
85	85-1	気高町浜村
	85-2	気高町浜村
	85-3	気高町勝見
	85-4	気高町北浜三丁目
	85-5	気高町北浜二丁目
	85-6	気高町北浜二丁目
	85-7	気高町勝見
	85-8	気高町北浜三丁目
	85-9	気高町勝見
86	86-1	気高町八幡
	86-2	気高町下原
	86-3	気高町八束水
87	87-1	気高町八束水
	87-2	気高町八束水
88	88-1	鹿野町閉野
	88-2	鹿野町水谷
	88-3	鹿野町鹿野
	88-4	鹿野町鹿野
	88-5	鹿野町鹿野
	88-6	鹿野町鹿野
	88-7	鹿野町鹿野
	88-8	鹿野町鹿野
	88-9	鹿野町鹿野
	88-10	鹿野町鹿野
	88-11	鹿野町鹿野
	88-12	鹿野町鹿野
	88-13	鹿野町末用
	88-14	鹿野町末用
89	89-1	鹿野町今市
	89-2	鹿野町今市
	89-3	鹿野町今市
	89-4	鹿野町今市
	89-5	鹿野町今市
	89-6	鹿野町今市
	89-7	鹿野町宮方
	89-8	鹿野町中園
	89-9	鹿野町岡木
	89-10	鹿野町乙亥正
	89-11	鹿野町乙亥正
90	90-1	鹿野町小別所
	90-2	鹿野町鷲峰
	90-3	鹿野町鷲峰
91	91-1	鹿野町河内
	91-2	鹿野町河内
	91-3	鹿野町河内
	91-4	鹿野町河内

令和6年10月27日執行

衆議院議員総選挙　ポスター掲示場設置場所一覧表

区	掲示番号	設置場所
92	92-1	青谷町青谷
	92-2	青谷町青谷
	92-3	青谷町青谷
	92-4	青谷町青谷
	92-5	青谷町青谷
	92-6	青谷町青谷
	92-7	青谷町青谷
	92-8	青谷町青谷
	92-9	青谷町青谷
	92-10	青谷町青谷
	92-11	青谷町井手
	92-12	青谷町長和瀬
93	93-1	青谷町青谷
	93-2	青谷町青谷
	93-3	青谷町青谷
	93-4	青谷町青谷
	93-5	青谷町青谷
	93-6	青谷町青谷
94	94-1	青谷町露谷
	94-2	青谷町露谷
	94-3	青谷町吉川
	94-4	青谷町栄町
	94-5	青谷町亀尻
	94-6	青谷町亀尻
	94-7	青谷町山田
	94-8	青谷町北河原
	94-9	青谷町北河原
	94-10	青谷町鳴滝
95	95-1	青谷町絹見
	95-2	青谷町絹見
96	96-1	青谷町善田
	96-2	青谷町善田
	96-3	青谷町養郷
	96-4	青谷町奥崎
	96-5	青谷町大坪
	96-6	青谷町蔵内
	96-7	青谷町蔵内
97	97-1	青谷町田原谷
	97-2	青谷町紙屋
	97-3	青谷町楠根
	97-4	青谷町澄水
	97-5	青谷町桑原
98	98-1	青谷町山根
	98-2	青谷町早牛
	98-3	青谷町山根
	98-4	青谷町河原
	98-5	青谷町河原
	98-6	青谷町小畑
99	99-1	青谷町八葉寺

区	掲示番号	設置場所

議案第４０号

投票所入場券の様式について

令和６年１０月２７日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所入場券の様式を次のとおり定める。

令和６年１０月４日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

投票所入場券の様式　　別紙のとおり

提案理由
投票所入場券の様式を定めるためである。

郵便はがき

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

投票所入場券

※ 10月7日時点で印刷しています。

内側が入場券になっています。

①②とも矢印方向にゆっくりはがしてください。

投票所入場券
衆議院小選挙区選出議員選挙
衆議院比例代表選出議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査

受付	名簿対照	交付（小）	交付（比）	交付（国）

（きりとり線：切りはなして各自お持ちください）

投票所入場券
衆議院小選挙区選出議員選挙
衆議院比例代表選出議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査

受付	名簿対照	交付（小）	交付（比）	交付（国）

（きりとり線：切りはなして各自お持ちください）

投票所入場券
衆議院小選挙区選出議員選挙
衆議院比例代表選出議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査

受付	名簿対照	交付（小）	交付（比）	交付（国）

（きりとり線：切りはなして各自お持ちください）

投票所入場券
衆議院小選挙区選出議員選挙
衆議院比例代表選出議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査

受付	名簿対照	交付（小）	交付（比）	交付（国）

投票所入場券について

1　入場券は選挙人ごとに「きりとり線」でそれぞれ切り離し、必ず本人が投票所へお持ちください。
　ハガキ１通あたり４名分になっています。
2　裏面が期日前投票宣誓書になっています。
　期日前投票をされる場合は、入場券裏面の期日前投票宣誓書にご記入のうえお持ちください。
　※当日投票される方は記入不要です。
3　入場券をお持ちになられない場合、本人確認書類の提示を求める場合があります。
4　入場券を不正に使用して投票し、または投票しようとした者は罰せられます。

お知らせ

■投票の種類
　投票の種類は「衆議院小選挙区選出議員選挙」、「衆議院比例代表選出議員選挙」及び「最高裁判所裁判官国民審査」の３種類です。

■不在者投票について
　旅行や出張などのため、市外に滞在していて鳥取市で投票できない方は、滞在地の選挙管理委員会において不在者投票をすることができます。この場合、ただちに不在者投票の請求手続きを行ってください。
　詳しくは鳥取市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。
　また、不在者投票施設の指定を受けている病院、老人ホームなどの施設に入院、入所している方は、その施設で不在者投票をすることができます。詳しくはそれぞれの施設にお問い合わせください。

■投票所が変更になっているところがあります。
　表面記載の投票所をご確認ください。

■その他
　表面に記載している印刷時点の翌日以降に市内転居された場合でも、表面記載の投票所での投票になります。

0004006-84701 おもて２

・期日前投票を利用される方は、入場券裏面の期日前投票宣誓書の記入を事前に済ませたうえで、期日前投票所にお越しくださいますようご協力をお願いします。
・混雑時には入場制限等でお待たせすることがありますので、ご理解ご協力をお願いします。
・投票用紙の記入には、お持ちの鉛筆またはシャープペンシルをご使用いただくこともできます。

大切なお知らせです。必ずご確認ください。

○○○○○○選挙

投票所入場券

投票所
投票日
投票時間

見本

鳥取市選挙管理委員会

※ ○月○日時点で印刷しています。

内側が入場券になっています。
①②とも矢印方向にゆっくりはがしてください。

②　①

矢印方向にゆっくり開いてください。

万一濡れている場合は、十分に乾かしてからおはがしください。

（問い合わせ先）　鳥取市選挙管理委員会
〒680－8571
鳥取市幸町71番地　TEL（0857）30－8477
鳥取市役所4階　FAX（0857）20－3945

期日前投票宣誓書

※当日投票される方は記入不要です

私は選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであることを誓います。

事由
- ●仕事・学業・冠婚葬祭等
- ●投票区外への外出・旅行・滞在
- ●病気・けが・出産等のため歩行困難
- ●交通至難の島等に居住・滞在
- ●住所移転のため、本市以外に居住
- ●天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

住所	鳥取市			
氏名		生年月日	明・大 昭・平	年　月　日

期日前投票宣誓書

※当日投票される方は記入不要です

私は選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであることを誓います。

事由
- ●仕事・学業・冠婚葬祭等
- ●投票区外への外出・旅行・滞在
- ●病気・けが・出産等のため歩行困難
- ●交通至難の島等に居住・滞在
- ●住所移転のため、本市以外に居住
- ●天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

住所	鳥取市			
氏名		生年月日	明・大 昭・平	年　月　日

期日前投票宣誓書

※当日投票される方は記入不要です

私は選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであることを誓います。

事由
- ●仕事・学業・冠婚葬祭等
- ●投票区外への外出・旅行・滞在
- ●病気・けが・出産等のため歩行困難
- ●交通至難の島等に居住・滞在
- ●住所移転のため、本市以外に居住
- ●天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

住所	鳥取市			
氏名		生年月日	明・大 昭・平	年　月　日

期日前投票宣誓書

※当日投票される方は記入不要です

私は選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであることを誓います。

事由
- ●仕事・学業・冠婚葬祭等
- ●投票区外への外出・旅行・滞在
- ●病気・けが・出産等のため歩行困難
- ●交通至難の島等に居住・滞在
- ●住所移転のため、本市以外に居住
- ●天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

住所	鳥取市			
氏名		生年月日	明・大 昭・平	年　月　日

■期日前投票について

投票日に仕事・旅行等のため、投票所へ行くことができない方は、次のとおり期日前投票ができます。

期日前投票所一覧	住　所	期間・時間
鳥取市役所(注)	幸町71	10月16日(水)～ 10月26日(土) 8：30～20：00
鳥取市国府町総合支所	国府町宮下1221	
鳥取市福部町コミュニティセンター	福部町細川668	
鳥取市河原町総合支所	河原町渡一木277	
鳥取市用瀬町総合支所	用瀬町用瀬832	
鳥取市佐治町総合支所	佐治町加瀬木2519－3	
鳥取市気高町総合支所	気高町浜村282－1	
鳥取市鹿野町総合支所	鹿野町鹿野1517	
鳥取市青谷町総合支所	青谷町青谷667	
イオンモール鳥取北2階	晩稲348	10月19日(土)～ 10月26日(土) 10：00～20：00 ※最終日のみ19時まで
鳥取大学	湖山町南四丁目101	10月23日(水) 10：00～18：00
公立鳥取環境大学	若葉台北一丁目1-1	10月18日(金) 10：00～18：00

（1）投票に行かれる場合は入場券をお持ちください。
　（お持ちでない場合でも投票できます。）
（2）上記の期日前投票所のどこでも投票ができます。

(注)・**鳥取市役所の期日前投票所は、本庁舎1階西口エレベーター前です。**
　（鳥取市民交流棟では投票できません。）
　・鳥取市役所およびイオン鳥取店の駐車場が利用できます。
　　利用される方は無料処理をいたしますので駐車券をお持ちください。

0004006-84701 うら

議案第４１号

投票所を設ける場所について

令和６年１０月２７日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所を設ける場所を次のとおり定める。

令和６年１０月４日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

投票所を設ける場所　　別紙のとおり

提案理由
公職選挙法第３９条の規定により、各投票区の投票所を設ける場所を定めるためである。

投票所を設ける場所

投票区	投票所を設ける場所	
1	鳥取市立遷喬小学校	鳥取市本町一丁目１０８－１
2	鳥取市立久松小学校体育館	鳥取市東町二丁目２０１
3	鳥取市立醇風小学校体育館	鳥取市西町五丁目３５３
4	鳥取市立西中学校体育館	鳥取市寿町９０７
5	鳥取市立城北小学校体育館	鳥取市田園町四丁目３２４
6	鳥取市立浜坂地区公民館	鳥取市浜坂四丁目１１－２１
7	鳥取市立富桑小学校体育館	鳥取市西品治１３４
8	鳥取市立明徳小学校体育館	鳥取市行徳一丁目２０１－３
9	鳥取市立日進小学校体育館	鳥取市吉方温泉一丁目１３１
10	鳥取市山の手体育館	鳥取市吉方町一丁目２０１
11	鳥取市立修立小学校体育館	鳥取市立川町五丁目３３９
12	鳥取市立東中学校体育館	鳥取市立川町六丁目１６４
13	鳥取市立稲葉山小学校体育館	鳥取市卯垣二丁目６５７
14	東デイサービスセンター	鳥取市滝山３７４－１
15	鳥取市立南中学校体育館	鳥取市興南町９１
16	鳥取市立美保小学校体育館	鳥取市吉成一丁目１０－２５
17	鳥取市立面影小学校体育館	鳥取市雲山４２
18	鳥取市立津ノ井小学校体育館	鳥取市桂木２３８－１
19	鳥取市立米里地区公民館	鳥取市古郡家７９－４
20	鳥取市倉田体育館	鳥取市八坂４９－１
21	鳥取県漁業協同組合	鳥取市賀露町西四丁目１８０６
22	賀露町七区公民館	鳥取市賀露町南四丁目８－２
23	鳥取市立大正小学校体育館	鳥取市古海２９１－３
24	鳥取市立江山学園体育館	鳥取市竹生６４
25	鳥取市立神戸地区公民館	鳥取市下砂見７５２-１
26	岩坪生活改善センター	鳥取市岩坪１３６８－１
27	鳥取市立東郷地区公民館	鳥取市西今在家２０７
28	高路公民館	鳥取市高路４２３
29	鳥取市立世紀小学校体育館	鳥取市徳尾４０７
30	鳥取市立松保地区公民館	鳥取市布勢５４３－３
31	鳥取市立豊実保育園	鳥取市野坂９２７
32	上原多目的集会施設	鳥取市上原８２－１
33	河内生活改善センター	鳥取市河内４９９
34	鳥取市立湖山小学校（校舎）	鳥取市湖山町南一丁目６５６
35	鳥取市立若草学園	鳥取市湖山町西一丁目５１６
36	鳥取市立末恒小学校体育館	鳥取市伏野２２５６－６１
37	鳥取市立湖南学園体育館	鳥取市六反田１－５
38	矢矯公民館	鳥取市矢矯８５
39	鳥取市立美保南小学校体育館	鳥取市宮長２００－１
40	鳥取市中ノ郷体育館	鳥取市覚寺１１０
41	鳥取市立若葉台小学校体育館	鳥取市若葉台南二丁目１７－１
42	鳥取市立桜ヶ丘中学校体育館	鳥取市桜谷２２７

投票区	投票所を設ける場所	
50	鳥取市立あおば地区公民館	鳥取市国府町新町二丁目２４６－４
51	鳥取市立宮下地区公民館	鳥取市国府町宮下１０１２
52	鳥取市国府町コミュニティセンター	鳥取市国府町庁３８０
53	鳥取市立谷地区公民館	鳥取市国府町糸谷１５－１
54	鳥取市立成器地区公民館	鳥取市国府町中河原６８－５
55	山のめぐみ館	鳥取市国府町荒舟４１
56	鳥取市立大茅地区公民館	鳥取市国府町栃本４７１－３
57	扇の里交流館	鳥取市国府町上地３４６
58	鳥取市福部町コミュニティセンター	鳥取市福部町細川６６８
59	浜湯山公民館	鳥取市福部町湯山５７－１
60	福部町久志羅公民館	鳥取市福部町久志羅２３９
61	鳥取市河原町総合支所	鳥取市河原町渡一木２７７
62	鳥取市立国英地区公民館	鳥取市河原町山手４５９－１
63	鳥取市立散岐小学校体育館	鳥取市河原町佐貫７６１－５
64	水根公会堂	鳥取市河原町水根２５８－２
65	鳥取市河原町総合体育館	鳥取市河原町曳田２０－１
66	鳥取市立西郷小学校体育館	鳥取市河原町牛戸１４－１
67	小河内公民館	鳥取市河原町小河内２０４－１
68	北村公民館	鳥取市河原町北村１７６
69	用瀬町民会館	鳥取市用瀬町別府３４－７
70	大村地区公民館	鳥取市用瀬町鷹狩３－１２
71	鳥取市立社地区公民館	鳥取市用瀬町宮原８８－１
72	用瀬町屋住多目的集会所	鳥取市用瀬町屋住８７４
73	用瀬町江波多目的集会所	鳥取市用瀬町江波６５４
74	鳥取市佐治町地域活性化センター	鳥取市佐治町古市１６２－２
75	プラザ佐治記念ホール	鳥取市佐治町加瀬木２５１９－３
76	佐治町西佐治会館	鳥取市佐治町加茂１５４７
77	佐治町山王ふれあい会館	鳥取市佐治町尾際６７７
78	佐治町津無生活改善センター	鳥取市佐治町津無２４６
79	佐治町津野ふれあいの館	鳥取市佐治町津野９７０
80	鳥取市立宝木小学校体育館	鳥取市気高町宝木９８９
81	鳥取市気高人権福祉センター	鳥取市気高町下光元４７８－３
82	鳥取市立瑞穂地区公民館	鳥取市気高町下坂本４８－４
83	鳥取市営住宅矢口団地集会所	鳥取市気高町下坂本１０４３－５
84	鳥取市立逢坂地区公民館	鳥取市気高町山宮６３７－４
85	鳥取市気高町総合支所	鳥取市気高町浜村２８２－１
86	鳥取市立浜村小学校体育館	鳥取市気高町八幡３８２－３
87	船磯公民館	鳥取市気高町八東水２７０６－６
88	鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター	鳥取市鹿野町鹿野３４２
89	鳥取市立勝谷地区公民館	鳥取市鹿野町宮方１４７－１
90	鳥取市立小鷲河地区公民館	鳥取市鹿野町小別所３５１－３
91	鹿野町河内生活改善センター	鳥取市鹿野町河内２７１１－１１
92	鳥取市立青谷地区公民館	鳥取市青谷町青谷４０８２－１
93	鳥取市立青谷小学校	鳥取市青谷町青谷３４５９
94	鳥取市立中郷地区公民館	鳥取市青谷町亀尻２５７
95	絹見公民館	鳥取市青谷町絹見１３６－１
96	鳥取市立日置谷地区公民館	鳥取市青谷町奥崎３８４－１
97	鳥取市立勝部地区公民館	鳥取市青谷町紙屋１１０
98	鳥取市立日置地区公民館	鳥取市青谷町山根２１８
99	八葉寺公民館	鳥取市青谷町八葉寺２０９－２

議案第４２号

投票所を閉じる時間の繰上げについて

令和６年１０月２７日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において投票所の閉じる時刻を次のとおり繰上げすることを定める。

令和６年１０月４日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

投票区	繰上げの時間	備考	投票区	繰上げの時間	備考	投票区	繰上げの時間	備考
２６	１時間	鳥取地域	７２	１時間	用瀬地域	８６	１時間	気高地域
３３	１時間	鳥取地域	７３	１時間	用瀬地域	８７	１時間	気高地域
３８	１時間	鳥取地域	７４	１時間	佐治地域	８８	１時間	鹿野地域
５４	１時間	国府地域	７５	１時間	佐治地域	８９	１時間	鹿野地域
５５	１時間	国府地域	７６	１時間	佐治地域	９０	１時間	鹿野地域
５６	１時間	国府地域	７７	１時間	佐治地域	９１	１時間	鹿野地域
５７	１時間	国府地域	７８	１時間	佐治地域	９２	１時間	青谷地域
６４	１時間	河原地域	７９	１時間	佐治地域	９３	１時間	青谷地域
６６	１時間	河原地域	８０	１時間	気高地域	９４	１時間	青谷地域
６７	１時間	河原地域	８１	１時間	気高地域	９５	１時間	青谷地域
６８	１時間	河原地域	８２	１時間	気高地域	９６	１時間	青谷地域
６９	１時間	用瀬地域	８３	１時間	気高地域	９７	１時間	青谷地域
７０	１時間	用瀬地域	８４	１時間	気高地域	９８	１時間	青谷地域
７１	１時間	用瀬地域	８５	１時間	気高地域	９９	１時間	青谷地域

提案理由　公職選挙法第４０条第１項の規定により、投票所の閉じる時刻を繰上げることを定めるためである。

議案第４３号

期日前投票所を設ける場所について

令和６年１０月２７日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を次のとおり定める。

令和６年１０月４日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

期日前投票所を設ける期間及び場所

令和６年１０月１６日～同年１０月２６日

期日前投票所名	場　　所	
鳥取市期日前投票所	鳥取市幸町 71 番地	鳥取市役所本庁舎
国府町期日前投票所	鳥取市国府町宮下 1221	鳥取市国府町総合支所
福部町期日前投票所	鳥取市福部町細川 668	鳥取市福部町コミュニティセンター
河原町期日前投票所	鳥取市河原町渡一木 277	鳥取市河原町総合支所
用瀬町期日前投票所	鳥取市用瀬町用瀬 832	鳥取市用瀬町総合支所
佐治町期日前投票所	鳥取市佐治町加瀬木 2519-3	鳥取市佐治町総合支所
気高町期日前投票所	鳥取市気高町浜村 282-1	鳥取市気高町総合支所
鹿野町期日前投票所	鳥取市鹿野町鹿野 1517	鳥取市鹿野町総合支所
青谷町期日前投票所	鳥取市青谷町青谷 667	鳥取市青谷町総合支所

令和６年１０月１９日～同年１０月２６日

期日前投票所名	場　　所	
イオンモール鳥取北期日前投票所	鳥取市晩稲 348	イオンモール鳥取北

令和６年１０月２３日

期日前投票所名	場　　所
鳥取大学期日前投票所	鳥取市湖山町南四丁目 101　　鳥取大学

令和６年１０月１８日

期日前投票所名	場　　所
鳥取環境大学期日前投票所	鳥取市若葉台北一丁目 1-1　　公立鳥取環境大学

提案理由

公職選挙法第４８条の２第３項で読み替えて準用する同法第３９条の規定により、期日前投票所を定めるためである。

議案第４４号

期日前投票所を開く時刻の繰り下げ及び閉じる時刻の繰上げについて

令和６年１０月２７日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において投票所を開ける時刻の繰り下げ及び閉じる時刻の繰り上げについて次のとおり定める。

令和６年１０月４日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

期日前投票所名	施設の名称	設置期間	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
イオンモール鳥取北期日前投票所	イオンモール鳥取北	１０月１９日～１０月２６日	午前１０時	午後８時（１０月２６日のみ午後７時）
鳥取大学期日前投票所	鳥取大学	１０月２３日	午前１０時	午後６時
鳥取環境大学期日前投票所	公立鳥取環境大学	１０月１８日	午前１０時	午後６時

提案理由

公職選挙法第４８条の２第３項の規定により準用する公職選挙法第４０条第１項の規定により、期日前投票所を開く時刻の繰り下げ及び閉じる時刻の繰り上げを定めるためである。

議案第４５号

在外投票の期日前投票所を設ける場所について

令和６年１０月２７日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外投票の期日前投票所を次のとおり定める。

令和６年１０月４日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

在外投票の期日前投票所　　鳥取市幸町７１番地
鳥取市役所

提案理由

公職選挙法第４９条の２第２項の規定により読み替えて適用される同法第４８条の２第１項の規定により、在外投票の期日前投票所を定めるためである。

議案第４６号

不在者投票事務取扱場所について

令和６年１０月２７日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票事務取扱場所を次のとおり定める。

令和６年１０月４日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

不在者投票事務取扱場所

期日前投票所名	場　　所	
鳥取市期日前投票所	鳥取市幸町 71 番地	鳥取市役所
国府町期日前投票所	鳥取市国府町宮下 1221	鳥取市国府町総合支所
福部町期日前投票所	鳥取市福部町細川 668	鳥取市福部町コミュニティセンター
河原町期日前投票所	鳥取市河原町渡一木 277	鳥取市河原町総合支所
用瀬町期日前投票所	鳥取市用瀬町用瀬 832	鳥取市用瀬町総合支所
佐治町期日前投票所	鳥取市佐治町加瀬木 2519-3	鳥取市佐治町総合支所
気高町期日前投票所	鳥取市気高町浜村 282-1	鳥取市気高町総合支所
鹿野町期日前投票所	鳥取市鹿野町鹿野 1517	鳥取市鹿野町総合支所
青谷町期日前投票所	鳥取市青谷町青谷 667	鳥取市青谷町総合支所
鳥取大学期日前投票所	鳥取市湖山町南四丁目 101	鳥取大学
鳥取環境大学期日前投票所	鳥取市若葉台北一丁目 1-1	公立鳥取環境大学

提案理由

公職選挙法による選挙事務規程第２４条第１項の規定により、在外投票を含む不在者投票事務取扱場所を定めるためである。

議案第４７号

氏名等の掲示の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和６年１０月２７日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第１区における候補者の氏名等の掲示の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和６年１０月４日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

日　時

公職選挙法第175条第３項本文の規定によるくじ	公職選挙法第175条第３項ただし書の規定によるくじ
令和６年１０月１５日 午後５時１５分	令和６年１０月２４日 午後５時３０分

場　所　　鳥取市幸町７１番地
鳥取市選挙管理委員会事務局

提案理由

公職選挙法第１７５条第３項の規定による衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第１区における候補者の氏名表の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めるためである。

議案第４８号

最高裁判所裁判官国民審査の裁判官の氏名掲示場所について

令和６年１０月２７日執行予定の最高裁判所裁判官国民審査の裁判官の氏名表を掲示する場所を次のとおり定める。

令和６年１０月４日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

氏名表を掲示する場所　　別紙のとおり

提案理由

最高裁判所裁判官国民審査法施行令第１９条の規定により、最高裁判所裁判官国民審査の裁判官の氏名表を掲示する場所を定めるためである。

令和6年10月27日執行

最高裁判所裁判官国民審査氏名掲示場所一覧表

区	掲示番号	設置場所
1	1-3	本町一丁目
2	2-3	東町三丁目
3	3-1	西町五丁目
4	4-2	寿町
5	5-6	田園町四丁目
6	6-2	浜坂二丁目
7	7-5	西品治
8	8-4	行徳一丁目
9	9-5	吉方温泉一丁目
10	10-2	吉方町一丁目
11	11-4	立川町五丁目
12	12-5	立川町六丁目
13	13-2	卯垣二丁目
14	14-3	滝山
15	15-1	南吉方一丁目
16	16-7	吉成一丁目
17	17-1	雲山
18	18-4	桂木
19	19-7	古郡家
20	20-5	八坂
21	21-2	賀露町西四丁目
22	22-1	賀露町南一丁目
23	23-7	古海
24	24-2	竹生
25	25-7	下砂見
26	26-1	岩坪
27	27-4	篠坂
28	28-1	高路
29	29-2	徳尾
30	30-2	布勢
31	31-3	野坂
32	32-2	上原
33	33-2	河内
34	34-3	湖山町南一丁目
35	35-1	湖山町西一丁目
36	36-2	伏野
37	37-8	吉岡温泉町
38	38-2	矢矯
39	39-1	吉成
40	40-2	円護寺
41	41-2	若葉台南二丁目
42	42-2	桜谷

区	掲示番号	設置場所
50	50-3	国府町新町二丁目
51	51-2	国府町宮下
52	52-8	国府町法花寺
53	53-5	国府町糸谷
54	54-3	国府町中河原
55	55-1	国府町荒舟
56	56-2	国府町栃本
57	57-2	国府町上地
58	58-7	福部町細川
59	59-3	福部町湯山
60	60-3	福部町中
61	61-7	河原町渡一木
62	62-5	河原町山手
63	63-5	河原町佐貫
64	64-1	河原町水根
65	65-3	河原町曳田
66	66-5	河原町牛戸
67	67-2	河原町小河内
68	68-3	河原町北村
69	69-1	用瀬町用瀬
70	70-1	用瀬町鷹狩
71	71-4	用瀬町樟原
72	72-1	用瀬町屋住
73	73-1	用瀬町江波
74	74-7	佐治町古市
75	75-3	佐治町加瀬木
76	76-3	佐治町加茂
77	77-1	佐治町尾際
78	78-2	佐治町津無
79	79-1	佐治町津野
80	80-3	気高町宝木
81	81-3	気高町下光元
82	82-4	気高町二本木
83	83-2	気高町下坂本
84	84-6	気高町山宮
85	85-1	気高町浜村
86	86-1	気高町八幡
87	87-2	気高町八束水
88	88-4	鹿野町鹿野
89	89-7	鹿野町宮方
90	90-2	鹿野町鷲峰
91	91-3	鹿野町河内
92	92-4	青谷町青谷
93	93-2	青谷町青谷
94	94-6	青谷町亀尻
95	95-1	青谷町絹見
96	96-4	青谷町奥崎
97	97-2	青谷町紙屋
98	98-4	青谷町河原
99	99-1	青谷町八葉寺

議案第４９号

開票を行う場所及び日時について

令和６年１０月２７日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票を行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和６年１０月４日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

場　　所	日　　時
鳥取市吉成三丁目１番１号 鳥取市民体育館	令和６年１０月２７日　午後９時

提案理由

公職選挙法第６４条の規定により、開票を行う場所及び日時を定めるためである。

議案第５０号

開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時について

令和６年１０月２７日執行予定の衆議院議員総選挙における候補者届出政党、候補者又は名簿届出政党等から届出のあった開票立会人について、開票立会人となるべき者が１０人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る開票立会人が３人以上ある場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和６年１０月４日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

１　衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第１区
（１）場　所　鳥取市幸町７１番地
鳥取市選挙管理委員会事務局
（２）日　時　令和６年１０月２４日　　午後５時１０分

２　衆議院比例代表選出議員選挙（中国選挙区）
（１）場　所　鳥取市幸町７１番地
鳥取市選挙管理委員会事務局
（２）日　時　令和６年１０月２４日　　午後５時２０分

提案理由
公職選挙法第６２条第６項の規定により、開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を定めるためである。

議案第５１号

在外選挙人名簿から抹消すべき者の決定について

公職選挙法第３０条の１１の規定により、在外選挙人名簿から抹消すべき者を次のとおり決定する。

令和６年１０月４日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長　森山　慎一

１　抹消すべき者

氏　名	生年月日	抹消事由発生年月日
[redacted]		

２　抹消の事由

日本国籍を喪失したため。

※参考

在外選挙人名簿登録者数８５人（男２５人　女６０人）（本委員会議決後）

提案理由

公職選挙法第３０条の１１の規定により、在外選挙人名簿から抹消すべき者を決定するためである。